

NO NUKE\$

まちの便り

まちの声

非核平和自治体情報誌

2023.1.15 第30号

発行: 非核の政府を求める京都の会

●戦後日本の安全保障政策の大転換
一岸田政権による危険な「戦争国家づくり」



●翻弄された西ドイツ・ハーナウ市近郊の
一原子力村“アトムドルフ”



特集: 岸田政権の安保関連3文書の危険性と西ドイツ「原子力村」の興亡

一目 次一

安保関連3文書の危険性 2 頁

—戦争国家への道を歩んではならない！—

中島 晃(弁護士、本会常任世話人共同代表)

連載: 「世界における非核・脱原発への挑戦⑩」 5 頁

西ドイツ「原子力村」の興亡

北村陽子(名古屋大学大学院人文学研究科准教授)

連載: 原発のない日本を求めて、講演行脚⑯ 7 頁

変ぼうする避難退域時検査

—除染方法と要員防護が突然後退—

市川章人(日本科学者会議会員、本会常任世話人共同代表)

安保関連3文書の危険性

戦争国家への道を歩んではならない！

中島 晃（弁護士）

はじめに

戦争は、多くの人間を無残に殺戮して、人々の生命を奪い、町や村を焼きはらい、住居や学校・病院などを焼いて、人々の暮らしを根本から破壊するものであって、これ以上の人権侵害はない。



このため、人類は戦争を防止するために、多年にわたってさまざまな努力を積み重ねてきた。こうした努力の末に、国際社会が生み出したのが第1次世界大戦を経て1928年に成立したパリ不戦条約であり、そこには戦争を繰り返してはならないという人類の悲願が込められている。日本もこの条約に加盟したが、残念ながら、その後1939年に第2次世界大戦が勃発して、人類の不戦の願いは踏みにじられることになった。それは、パリ不戦条約が自衛のための戦争は認めるという不十分さを残していたためである。

1945年8月、日本の敗戦によって幕を閉じることになったアジア・太平洋戦争は、アジアと日本の民衆に多大の惨禍をもたらした。

しかし、こうした戦争による惨禍を2度と繰り返してはならないという多くの人々の切実な願いにもとづいて、国際紛争を解決する手段として、武力による威嚇または武力の行使は、永久に放棄するとし、この目的を達成するために戦力は保持しないと定めた日本国憲法9条が誕生した。また、第2次世界大戦後に制定された国連憲章も、すべての加盟国が国際紛争を平和的手段に解決すること、武力による威嚇又は武力の行使を慎まなければならないものと規定している。

この憲法のもとで、日本は戦後80年近くにわたって不戦を貫き、平和主義の道を歩み続けてきた。それが今、平和主義の道から逸脱し、アジアなど近隣諸国との対立と紛争を拡大し、戦争への道に踏み出そうとしている。

岸田政権は、2022年12月16日、防衛力強化に向けて、「国家安全保障戦略」など安保関連3文書（資料1）を閣議決定した。しかし、今回の閣議決定は、日本の防衛・安全保障政策を根本的に変更し、日本が自ら戦争する国家に変貌することを意味するものである。

こうしたことから、地元の京都新聞では、翌日の朝刊に「日本を危険にさらす軍拡路線」との見出しのもとに、社説で岸田政権の安保関連3文書の閣議決定の危険性をきびしく批判、また全国紙でも、12月17日付の毎日新聞は社説で、「国民的議論なき大転換だ」と批判している。

* * * * *

安保関連3文書の危険性（その1）

－敵基地攻撃能力－

今回閣議決定された安保関連3文書の内容は、「反撃能力」の名のもとに、相手国のミサイル発射基地などをたたく、敵基地攻撃能力の保有を明記し、長射程の米国製巡航ミサイル「トマホーク（資料2）」の2026年度配備を目指すというものである。

これまで政府は、憲法9条のもとで、「必要最小限の自衛力」は保有するものの、「専守防衛」の原則に徹して平和国家をめざすとしてきた。しかし、他国まで届く長距離ミサイルで敵基地を攻撃する能力を持てば、周辺国家との緊張を高め、際限のない軍拡競争に陥る懸念があることは明らかである。

しかも、政府は、相手が攻撃に「着手」すれば、反撃できると説明するが、着手を確実に把握するのは難しく、この判断を誤れば、日本が国際法に違反して他国に先制攻撃を仕掛けることになる。そのうえ、反撃能力の発動要件や攻撃対象に制約は設けておらず、米国への攻撃も反撃の対象とする「集団的自衛権の行使」さえ含むとされており、米国など他国に戦争に巻き込まれる恐れが一層高まるものとなっている。

政府は早速、米国から「トマホーク」を買い付け、米軍と協調して運用する動きをみせている。これは自衛隊が米軍の一部に組み込まれることを意味しており、米軍の駐留経費負担や日米地位協定の改定を棚上げしたまま、米国の意向に沿って日本が軍事力の増強を図ることは、平和国

家としての日本のあり方を根本的に変え、戦争国家への道を歩むものといわなければならない。

安保関連3文書の危険性（その2）

－防衛費の増額－

また、今回の安保関連3文書では、23年から5年間の防衛費総額を約43兆円とし、19～23年度の1.5倍を超えるまでに防衛費を増強するとともに、防衛関連予算を27年度に国内総生産

(GDP)比2%とする目標を設定している。こうした防衛費の増額をまかなうために、その財源として法人税や所得税、タバコ税などの増税を行うとしている。

軍事費がGDP2%以上になることは、日本が米国、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国になることを意味している。政府は「専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならない」と言うが、「反撃能力」(敵基地攻撃能力)を保有することとあいまって、他国に脅威を与えることは明らかであり、「専守防衛」の原則そのものを放棄することになるといわなければならない。

さらに、政府は23年度から膨張する防衛費の一部を4千億円の建設国債を発行して賄うという。日本は戦時国債を乱発して戦争に突き進んだ戦前の反省から、政府はこれまで防衛費を国債で賄わない方針を掲げてきた。しかし、岸田政権は、いとも簡単に、この方針を破ろうとしている。国債に依存すれば、防衛費の膨張に歯止めがかからず、日本が戦前と同じ戦争国家の道を歩む危険をもっている。

しかも、さきに述べたとおり、軍事費の多くは、「トマホーク」などの武器を米国から大量に買い付けることにあてられるものであり、結局、米国の巨大軍需産業であるロッキードやボーイングなどの「死の商人」を肥え太らす以外の何物でもない。

その一方で、2023年度の予算編成では、高齢化などで当然増える社会保障費の自然増を約1500億円圧縮することを決めており、防衛費の膨張が国民の暮らしのものをおびやかすものとなっている。

安保関連3文書の危険性（その3）

－新たな国家総動員体制づくり－

しかも、安保関連3文書では、敵基地攻撃能力の保有にとどまらず、無人兵器や宇宙・サイバー・電磁波、継戦能力=大量の武器・弾薬の確保など、7項目にわたる自衛隊の能力強化を提示している。そのうえ、有事の際に海上保安庁を防衛大臣の統制下に置く「統制要領」を策定して、海上保安庁の

軍事化を推し進めるとしている。また、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能強化の仕組みを創設して、空港・港湾の軍事利用を拡大する考えを示し、さらにアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進等、研究者を軍事研究に動員するとともに、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と自衛隊の連携の強化を進めるなど、戦前の「国家総動員体制」にみられるような、新たな国家総動員体制を作ろうとしている。

また同時に、武器輸出を制限する「防衛整備三原則」の運用指針を見直し、海外に武器を輸出する軍需産業の振興をめざして、軍事大国へと変貌を遂げようとしている。

安保関連3文書の危険性（その4）

－憲法と立憲主義の破壊－

今回の安保関連3文書の閣議決定は、「他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っていることは憲法の趣旨とするところではない」とする歴代政府が積み重ねてきた敵基地攻撃能力の保有を違憲とする憲法解釈を、国会での論議を全く経ることなく、一方的にくつがえすものであり、立憲主義の明らかな蹂躪といわなければならない。

ところで、敵基地攻撃能力について、政府の国会答弁によると、ミサイルを発射して相手方の敵基地を破壊するだけではなく、相手国の領空内に我が国の戦闘機が入って爆撃することも排除しないものとされている。いいかえれば、敵基地攻撃能力とは、敵基地の攻撃だけにとどまらず、相手国の領域内に入って攻撃を行い、相手国の軍事中枢を攻撃して最終的には相手国の軍事能力を完全に失わせることを目的とするものであって、単なる「反撃力」にとどまるものではない。

何故なら、敵基地を攻撃すれば、当然相手国からの反撃が予想されることから、これを阻止するためには、相手国の軍事中枢も含めて攻撃して、その軍事能力を完全に失わせるまで攻撃することに行きつかざるをえないからである。

しかし、こうした敵基地攻撃能力を保有することは、国際紛争の解決の手段として武力による威嚇と武力の行使を永久に放棄すると規定した憲法9条に違反することは明白であり、日本国憲法の平和主義の原則を破壊するものであって、断じて許すことはできないといわなければならない。

結び－憲法の平和主義に基づく外交努力を

今回の安保関連3文書の閣議決定は、ロシアによるウクライナへの軍事侵略や中国や北朝鮮の脅

威などを口実にして、「専守防衛の原則を放棄し、戦争放棄を定めた憲法を破壊しようとするものであって、多くの識者から火事場泥棒と批判されているところである。

ロシアのプーチン政権は、ウクライナ領土内にあるロシアが独立を承認したとされる国家から、集団的自衛権行使の要請があったとして、ウクライナへの軍事侵略を開始し、またウクライナが核兵器保有やNATO軍事同盟への加盟を申請しており、「脅威」があると主張している。このことは、敵基地攻撃能力に集団的自衛権の行使を含めることが、いかに危険であるかを示している。

ロシア軍は侵攻とともに、ウクライナ領内のレーダー基地を攻撃して無力化し、制空権を確保した。その上で戦車部隊を展開し、空からロシア軍機が空爆を行い、ミサイル攻撃を行っている。しかもこの攻撃は、原発への攻撃から子ども病院までに及ぶものであった。

これが国連憲章に真っ向から反する暴挙であり、蛮行であることは明らかであるが、この事態は、政府が説明する「敵基地攻撃能力」そのものといわなければならぬ。

いま求められていることは、こうした「敵基地攻撃能力」を保有することなのではなく、日本国憲法の平和主義の原則にたちかえり、アジアの全ての国を包摂した平和の枠組みを築くために、平和のための外交努力をねばり強く展開することである。

この点に関して言えば、東南アジアでは、平和の枠組みとして「東南アジア友好協力条約」(TAC)が締結されている。この条約は1976年、ベトナム戦争の終結時、東南アジアの「分断」から「結束」をめざして結成された。ベトナム戦争では、フィリピンや韓国、タイなどがアメリカ側で参戦したが、この条約はこうした「分断」を乗り越えるものとなっている。

TACには、日本国憲法に明記された「国際紛争の平和解決」「武力の威嚇及び行使の禁止」などが規定されている。現在では、ASEAN諸国とアメリカ、中国、ロシア、日本などの大国や北朝鮮、韓国などのアジア諸国が加盟している。この条約のもとにARF(アセアン地域フォーラム)という日常的な協議機構がつくられ、南シナ海や東シナ海での中国の軍事行動や北朝鮮のミサイル開発問題などさまざまな紛争について各國が協議している。

日本の外務省は、ARFは「①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実、

という三段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している」(ホームページ)とし、「これまでの活動の積み重ねを通じ、参加国の信頼醸成に大きく貢献」と高く評価している。

国際的な紛争を戦争にしないためには、こうした平和の枠組み、話し合いの枠組みが存在することが重要である。こうした枠組みを東アジアに拡大することがいまなによりも求められている。こうした平和の枠組みを作り上げるために、日本国憲法の平和主義の原則にもとづき外交努力を積み重ねることが憲法上も強く要請されているといわなければならない。

(本会常任世話人共同代表)

* * * *

*資料1：安保関連3文書

「国家安全保障戦略(国家安保戦略)」「防衛計画の大綱(防衛大綱)」「中期防衛力整備計画(中期防)」を指す。

このうち、国家安保戦略は、外交・防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針であり、3文書の頂点に位置する。その下に、防衛力の在り方や保持すべき防衛力の水準を規定する防衛大綱があり、一番下には、今後5年間の防衛経費の総額や主要装備の整備数量を示した中期防が存在する。そしてこれら3文書にもとづいて、年度の防衛予算が組まれることになる。

*資料2：「トマホーク」とは



「トマホーク」は、アメリカで開発された巡航ミサイルで、飛行機のように翼と推進力を持ち、長距離を自律飛行し目標を攻撃することができるミサイル。飛行距離は1,000kmから3,000km。「専守防衛」と矛盾する攻撃型ミサイルです。

※参考：東京と近隣諸国首都との距離

東京とソウルの距離	1,157km
東京とピョンヤンの距離	1,290km
東京と北京の距離	2,100km
東京と台北の距離	2,104km



連載：「世界における非核・脱原発への挑戦⑩」

西ドイツ「原子力村」の興亡

北村陽子(名古屋大学大学院人文学研究科准教授)

表題の「原子力村 Atomdorf」は、ドイツ語で原子力 atom の村 Dorf という意味である。この「村」は、ハーナウ市近郊のヴォルフガングに 1955 年に設置された、冶金工業デグッサ社の核燃料研究部門の研究員が、自分たちの実験室の所在地を半分揶揄して名付けたことに由来する。デグッサ社は、第二次世界大戦中にウランを精製していたアウラー社を傘下に収めた企業で、戦後西ドイツの原子力産業を牽引する企業の一つである。

研究所に続いて核燃料企業群が立地したヴォルフガングは、西ドイツの原子力産業の中心地となった。石油危機のさなかの 1974 年に、グリム兄弟の街として知られていたハーナウ市に編入されて、文化的経済的な名声をほしいままにした。しかし 1986 年の Chernobyl 原発事故後に実施された安全性の調査によって、「原子力村」企業群で繰り返された違法行為が次々と明るみに出たことにより、この地は一転スキャンダルの代名詞となる。以下では、この「原子力村」の軌跡を見ていきたい。



* * * *

1. 原子力の時代

1953 年 12 月にアメリカ合衆国大統領アイゼンハワーが国連総会で行なった「原子力の平和利用」演説以降、原子力をエネルギー資源として利用する原子力発電推進の機運が高まった。1955 年 8 月にはジュネーブで国際原子力会議が開かれ、デグッサ社からも代表者が派遣された。その会議の直後の翌 9 月には、デグッサ社は核燃料の研究・製造部門を、当時人口 1000 人ほどのヴォルフガングに設置した。西ドイツの原子力政策の柱となる連邦原子力問題省は 1955 年 12 月に、原子力委員会は 1956 年 1 月に設立されていることから、「原子力村」は西ドイツの原子力政策を先導したといえよう。

ヴォルフガングの研究所では、研究員たちが自分たちの実験室を、人口の少ない村にある原子力の研究所、という意味を込めて Atomdorf と呼ぶようになった。この「原子力村」は、1957 年 1 月ころから、大学所属の研究者や中央省庁などからの見学者向けのパンフレットに、あたかも地名であるかのように記載されるようになった。

この「原子力村」には、1959 年 10 月以降、実験用原子炉への燃料供給の研究用に連邦政府から資金が援助されるようになり、核燃料製造の中核をなすようになっていく。1959 年 12 月に「原子力の平和利用およびその危険防護に関する法律（原子力法）」が制定されて以降、原子力発電の設置が実質的に認められたことで、西ドイツにも「原子力の時代」が到来したのである。

2. 環境意識の高まり

「原子力法」制定以降、ヴォルフガング地区には、

デグッサ社も出資する核燃料用のウランを精製するニューケム社が 1960 年に設立されたのをはじめとして、核関連企業がいくつか設置された。それは、1963 年のアルケム社（重水炉・高速増殖炉用の核燃料とプルトニウムの精製）、1966 年のトランスクーリア社（核燃料輸送）、1972 年のホーベク（高温ガス冷却炉用の燃料・フィルター製造）、1974 年の原子炉燃料ユニオン株式会社 RBU（加圧水型軽水炉用の濃縮ウラン燃料加工）、である。

写真 1 核燃料製造企業が立地するヴォルフガング地区の入り口



出典 : Initiativgruppe Umweltschutz Hanau, Atomzentrum Hanau. Tödliche Geschäfte, 1987, S. 56.

折しも 1973 年に石油危機が生じると、すでに化石燃料に代わるものとして認識されていた原子力由来のエネルギー増産の要望が高まった。一方で「経済の奇跡」（高度経済成長）が減速した 1960 年

代以降、騒音や大気・水質汚染など環境問題への社会的な関心が高まった。放射能汚染を問題視する動きは、1975年2月にヴィール村での原発反対運動が行政訴訟に発展したあと、急速に拡大した。

全国的な原発反対運動を背景として、1975年7月には原子力法が改正された。これにより原発や核燃料工場の設置認可が厳格化され、原発施設の認可権限は州に与えられた。また民意を反映するために、州政府は住民からの意見を聴取する義務を負った。具体的には、設置計画の公示と関連資料の縦覧、異議申し立ての受付と審議、住民に向けた公聴会の開催、である。

ハーナウ市で放射能汚染への恐れが表面化するのは、アルケム社でヘッセン州経済省に操業許可を申請せずにプルトニウムを精製していた違法操業が報じられた1980年のことであった。連邦内務省はこれに対して1981年に操業停止を勧告したが、それ以降市内の環境保護団体などが「原子力村」企業群への反対運動を展開したことが、ハーナウ市で原子力に明確に反対するはじめての動きであった。

3. 核スキャンダルから「原子力村」の解体へ

1983年、ニュークレム社が新工場設置を申請した際、住民への公聴会で数値を「間違える」事態が生じた。核燃料の製造過程で生じる放射線量を1000分の1も低く見積もったことに疑念を募らせた公聴会参加者たちは、緑の党の代表者たちとともに新工場設置に反対の声を上げた。また翌1984年には、ハーナウ市の環境保護団体がアルケム社の違法操業の提訴に踏み切っている。一方で州首相や州経済相は、雇用確保から新工場の設置を認可する姿勢を示した。

1986年4月26日に生じたチェルノブイリの重大事故後、西ドイツ政府は原発関連企業の安全性調査を実施し、「原子力マフィアの中心」だったハーナウ企業群もその対象となつた。並行して1987年にはアルケム社の違法操業に関する審理が始まった。その際、安全管理の不備からプルトニウム精製時に従業員が被爆したために行なわれた追加調査で、プルトニウムの取扱量の記録が改ざんされていたことと、RBU社で行方不明だった濃縮ウラン25キログラムがアルケム社に保管されていたことが発覚した。

これを皮切りに、他の核燃料企業でも次々と不正が明らかになった。とくに核燃料輸送を担ったトランヌニュークリア社の調査では、1987年だけで、これまで隠されていた国内外の企業に高級車などの物品供与、家のリフォーム代や性産業に従事する女性の派遣費用の支払いといった賄賂のほ

か、核燃料輸送の書類偽造、白紙領収書の発行による裏金のプールとその私的流用、果ては移送したはずの核廃棄物50缶が社内から見つかるなど、さまざまな違法行為が明らかになった。その間に2名の自殺者（収賄側のプロイセン・エレクトラ社の幹部と、贈賄側のトランヌニューカリア社の社長）を出したことでも耳目を集め、一連の不祥事は「核スキャンダル」として世間で取りざたされた。

写真2 ハーナウ市ヴォルフガング地区（警察のヘリコプターから撮影、1987年3月26日）



出典：Sonderheft Lichtbildmappe, in: Hessisches Hauptstaatsarchiv Wiesbaden 476, 6 Js 3930/85.

トランヌニューカリア社はその後操業許可を取り消され、最終的には解体された。同社とともに核兵器の原料にもなる物質を国外に違法に搬出した疑いでニュークレム社にも操業停止命令が出された。その業務は、デグッサ社、そしてジーメンス社に引き継がれた。また1988年1月に裁判が結審したアルケム社は、単体での事業継続が困難となつたため、同年10月にRBU社とともにジーメンス社に合併された。ヴォルフガング企業群の事業主体がほぼジーメンス社に移ったため、ドイツ統一後の1991年にはニュークレム社の事業が、1995年にはホーベク社の本社もバイエルン州のアルツェナウ村に移転された。研究所設置から40年、「原子力村」はその歴史に幕をおろした。

おわりに

核燃料企業群の「原子力村」の跡地には、2002年に設立されたデグッサ社の子会社「工業団地ヴォルフガング」が、エヴォニック社をはじめとする材料技術や特殊化学、バイオ化学などの企業を誘致した。「原子力村」時代の建物は現在ではほぼすべてが解体されており、その遺産は、森に囲まれてやや外から様子がうかがいにくい立地状況くらいである。原子力産業の興亡と運命を共にしたヴォルフガング「原子力村」は、その栄華も凋落も、すべてが忘れ去られたのである。

連載：原発のない日本を求めて、講演行脚⑥

変ぼうする避難退域時検査 —除染方法と要員防護が突然後退—

市川章人（日本科学者会議会員）

昨年11月2つの原子力総合防災訓練（福井県、京都府）を調査・取材した。2016年以降、若狭原発群にかかる訓練を継続調査してきたが、1年ほど前から大きく様変わりし始めた。2021年4月に国が通告した避難退域時検査用の4資機材（防護服、流水除染機材など）の交付金廃止が、最前線に立つ要員を危険にさらすことになると本誌28号で指摘したが、その懸念は現実になった。

■賤ヶ岳SAの検査会場の光景にあ然

福井県は美浜原発事故を想定し11月4~6日に訓練を実施。取材は6日、賤ヶ岳SAの避難退域時検査会場（原発から31km）を皮切りに、その後敦賀市民の避難バスを追い、拠点避難所と天理市二階堂小学校避難所まで行った。

驚きは賤ヶ岳SAである。2016年の訓練とは様が一変。約7分で立つ車両流水除染用の大型空気テント（写真①）は無く、水でぬらしたウェスで車両を拭くだけであった。また、検査・除染要員が誰も防護服、ゴーグル、靴カバーを着用せず、ゴム手袋とマスク、作業服にペラペラのガウンをはおっただけ（写真②）、背中があき、裾は風でまくれ、顔や衣服の汚染を防げる状態でなかった。

さらに、防護服着用をやめたことについて、作業員は「楽ですわ～」と答え、自治体職員は「ここは汚染されていない場所ですから」と言うのを聞き、耳を疑った。汚染検査であることさえ忘れたのか、緊張感がまったくない検査会場であった。

■京都府の検査会場でも一部後退

京都府は11月27日高浜原発事故を想定し、車両検査・除染訓練を大江山運動公園で、住民検査・除染訓練等を野田川わーくばるで実施した。

前日から現地へ入り調査した。大江山運動公園で



①2016.8.27 流水除染用大型空気テント



②2022.11.6 賤ヶ岳 SA



③2022.11.27 大江山運動公園の高压水除染

編集後記 祖母からよく「ウソはドロボーの始まり」と言われ続けた。戦前の15年戦争はウソから始まった。その反省から戦後はスタートした筈。昨今の政治はウソに満ちている。そのウソをスルーする風潮が怖い。（長）